

令和4年度 農振除外手続の年間スケジュール（年2回）

【重要変更・・・・・1回目 5月受付（事前相談：4月末まで）】

手 続 内 容	処理日数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
事前相談（その都度受付します）	4月末まで	→						
申請受付（事前に事前協議が必要）	5月頭～末まで		↔					
関係者協議	現地確認・土地の調査	約15日間			→			
	庁舎各課協議	約20日間			→			
	県	約20日間		→				
	土地改良区等協議	約20日間		→				
事前協議書送付～回答（県湖北地域振興局）	約40日間			→				
農業委員会（毎月10日頃開催）議案締切り (毎月15日までに提出できれば提出月の翌月の議案)	約30日間				●			
法第11条公告（縦覧30日間・休日で変更あり）	約30日間					→		
法第11条公告（異議申立15日間・休日で変更あり）	約15日間					→		
本協議書送付～同意の回答（県湖北地域振興局）	約30日間						→	
法第12条公告	1日間							●

※上記については、基本的な事務処理日数であり、件数や内容、休日等によって、遅れる場合があります。

※1回目受付（5月受付）で除外の申請をする場合は、4月28日までに、事前相談をする必要があります。

【重要変更・・・・・2回目 10月受付（事前相談：9月末まで）】

手 続 内 容	処理日数	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
事前相談（その都度受付します）	9月末まで	→						
申請受付（事前に事前協議が必要）	10月頭～末まで		↔					
関係者協議	現地確認・土地の調査	約15日間		→				
	庁舎各課協議	約20日間		→				
	県	約20日間		→				
	土地改良区等協議	約20日間		→				
事前協議書送付～回答（県湖北地域振興局）	約40日間		→					
農業委員会（毎月10日頃開催）議案締切り (毎月15日までに提出できれば提出月の翌月の議案)	約30日間			●				
法第11条公告（縦覧30日間・休日で変更あり）	約30日間					→		
法第11条公告（異議申立15日間・休日で変更あり）	約15日間					→		
本協議書送付～同意の回答（県湖北地域振興局）	約30日間						→	
法第12条公告	1日間							●

※上記については、基本的な事務処理日数であり、件数や内容、休日等によって、遅れる場合があります。

※2回目受付（10月受付）で除外の申請をする場合は、9月30日までに、事前相談をする必要があります。

【軽微変更・・・・随時受付】

手 続 内 容	処理日数		4月	5月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			5月	6月						
			6月	7月						
			7月							
			8月							
			9月							
事前相談（その都度受付します）	毎月15日まで	随時								
申請受付	30日間	↔								
関係者協議	現地確認・土地の調査	約10日間			→					
	庁舎各課協議	約20日間			→					
	県協議（県湖北地域振興局）	約20日間			→					
	土地改良区等協議	約20日間			→					
法第12条公告	1日間									●

※法第11条公告から法第12条公告の間は、新たな法第11条公告および軽微変更はできないこととなっています。

そのため、7月、8月、12月、1月は、重要変更の11条公告～12条公告までの期間につき、軽微変更できないため、期間終了後に、12条公告を行います。（重要変更の受付がない場合は、受付月の翌月に行います。）

※軽微変更は、毎月受付いたします。ただし、受付月の15日までに、事前相談を行ってください。

※上記については、基本的な事務処理日数であり、件数や内容、休日等によって、遅れる場合があります。